

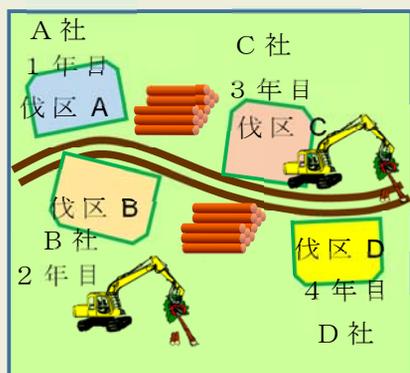
トピックス 1 樹木採取権制度の創設

(林野庁)

森林経営管理制度^{*}の要となる林業経営者を育成するためには、長期的な事業量の見通しが立ち、計画的な雇用や林業機械の導入が促進され、経営基盤の強化が行われることが必要です。

そこで、令和元年6月に、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域（樹木採取区）において、一定期間・安定的に樹木を採取できる制度（樹木採取権制度）を創設する「国有林野の管理経営に関する法律」等の改正が行われ、その後、運用の考え方を明らかにしたガイドライン等の整備に取り組みました。

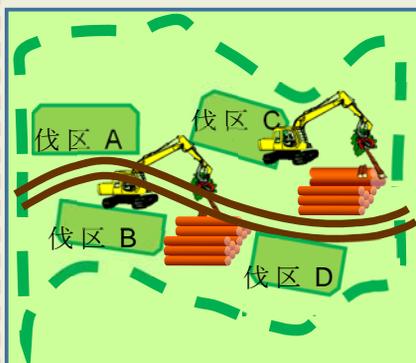
①これまでの仕組み（引き続き実施）



毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定。

✦ ①を基本とし、②を追加

②追加した仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）



国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に採取できる樹木採取権（地域の林業経営者が対応可能な200～300ha・年間数千 m^3 程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用）を設定。

注1）現行の国有林のルールを厳守

注2）長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

安定的な
事業量を確保

森林経営管理制度の
要となる林業経営者

